

## 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則等の 一部を改正する命令（案）について（概要）

令和 7 年 5 月  
総務省自治行政局  
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ

### 1. 概要

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 46 号。以下「改正法」という。）による改正により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）第 2 条第 8 項にカード代替電磁的記録が規定されたことを踏まえ、個人番号カード等の代理人手続について、当該代理人の本人確認の措置として、カード代替電磁的記録を構成する電磁的記録の送信を利用することができるよう改正を行うものである。

### 2. 改正内容

- ① 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成 26 年内閣府・総務省令第 3 号）の一部改正関係
  - ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成 26 年政令第 155 号。以下「番号利用令」という。）第 12 条第 2 項に規定する個人番号利用事務等実施者が本人の代理人から個人番号の提供を受ける際にとらなければならない主務省令で定める措置として、カード代替電磁的記録を構成する電磁的記録の送信等の措置を規定する。
  - ・ 番号利用令第 13 条第 7 項に規定する個人番号カードの交付申請者の代理人に個人番号カードを交付する際に求める措置として、カード代替電磁的記録を構成する電磁的記録の送信等の措置を規定するほか、所要の規定の整備を行う。
- ② 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 120 号）の一部改正関係

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第 5 条 2 項及び第 41 条第 2 項に規定する電子証明書の利用者確認を代理人を通じてする場合の当該代理人の本人確認として、カード代替電磁的記録を構成する電磁的記録の送信等の措置を規定するほか、所要の規定の整備を行う。

### 3. 施行期日等

公布日施行（予定）